

## 戦国期江戸氏の拠点城館とその役割

### —水戸城・小幡城を事例に—

水戸市立博物館

藤井 達也

#### 0. はじめに

##### ○戦国領主としての江戸氏

- 江戸氏は藤原秀郷流の那珂氏の系譜を引く武士で、1430 年前後に水戸を本拠とし、天正 18 年（1590）に佐竹氏によって滅ぼされるまでの間、約 160 年間も水戸の地を本拠とした。
- 江戸氏は水戸を中心に、那珂川流域や中妻三十三郷、涸沼沿岸及びその南部など、広大な地域を含み込む「領」を形成し、独自の領域支配を行っていた。

##### ○江戸氏の拠点城館

###### ・拠点城館：戦国領主の領域支配の中で政治的・経済的拠点として機能した城館

###### 本拠城／支城

→拠点城館は戦国領主と地域社会との接点と成りうる場で、領域支配の拠点としても重要であったと考えられる。

- 江戸氏の場合、水戸城を本拠城とするとともに、領内に支城として機能したと考えられる河和田城、小幡城、片倉城、鯉渕城、長者山城、枝川城などが確認される。

##### ○本日のお話し

水戸に拠点を置いた戦国領主江戸氏を対象に、その領域支配の場となった拠点城館に注目し、その機能を具体的に追及する。

- 拠点城館を取り巻く交通路との関係に注目し、その特徴を明らかにする。
- 江戸氏がどのように拠点城館を管理したのかを明らかにする。

#### 1. 江戸氏の拠点城館と交通路

##### (1) 江戸氏の本拠城・水戸城

##### ○水戸城の概要

- 応永末年（1430 年前後）頃、江戸氏は水戸の地に進出。  
→水戸の台地上の支谷を埋めて平坦地を作るなどの工事を施し、水戸城を整備 [関口 2019]
- 明応 5 年（1497）、水戸城下に大坂宿を立て、水戸の都市化を図る。  
→16 世紀にかけて、次第に都市としての形を表すようになっていく。

##### ○水戸城を取り巻く交通路 [藤井 2022]

- 水戸は、常陸国を縦断する幹線道（鎌倉街道下道、江戸時代の水戸街道の前身にあたる道）の那珂

川渡河点に位置し、常陸国における水陸交通の要衝となっている（「水戸」＝「水渡」）。

→水戸城内を鎌倉街道下道が通過しているとともに、那珂川渡河点を監視できる位置に水戸城が立地する。

⇒街道と渡し場を取り込む形で城域を設定し、流通・交通の拠点として整備しようとする江戸氏の意図が感じられる配置。

・北は青柳・枝川から太田へ、西は大部（飯富）方面、南西は河和田・鯉渕から宍戸へ、南は見川から小幡、府中へ、東は涸沼周辺や太平洋沿岸へと水戸から各所につながる陸路が存在し、それらの陸路が水戸で合流していた。

⇒交通・流通の拠点として本拠城・水戸城が機能していた。

## （2）江戸氏の支城・河和田城

### ○河和田城の概要

・嘉慶2年（1388）の難台山城合戦（現笠間市上郷）の恩賞として、江戸通実が河和田の地を与えられ、江戸氏が河和田に進出。

・15世紀後半段階では、江戸氏家臣の春秋氏が城主であったと考えられる。

### ○河和田城の立地

・水戸と宍戸を結ぶ街道沿いに位置し、街道を城域に含み込むような形をとっている。

→城内に街道管理の関所が置かれた可能性が指摘されている。[株式会社地域文化財研究所 2016]

・河和田城西部に西宿という地名が見られるとともに、その周辺や北の桜川を挟んだ地域にも中世村落があったことが、発掘調査から確認されている。

・河和田城西侧を古道が通っており（「川河和田故城往古之図」）、西部には「塩の道」の伝承も残る。

→河和田城は各方面からの街道が集まる交通の要衝であり、そこに宿や村落が形成されるとともに、城域に道を含み込んでいた。

## （3）江戸氏の支城・小幡城

### ○小幡城の概要

・もともとは小幡氏の居城であったと考えられるが、天文元年（1532）頃に江戸氏が確保し、拠点城館として使用するようになる。

→それ以降、たびたび史料に名前を見せていることから、恒常に管理された城であったと考えられる。

### ○小幡城と交通路

・水戸を通る鎌倉街道下道が小幡方面へ向かって伸びていた。

→小幡は交通の拠点として意識される地であった。

・東は涸沼方面からの道、北は水戸方面からの道（途中宍戸方面に分岐）、西南方面は府中へとつながる道が集まる交通の要衝。

・小幡城東部に「古宿」の地名が残り、そこが城下集落であったと考えられる。

→近隣に宿を伴うとともに、幹線道が近隣を通っていた。

## ○小幡城を通じた交通管理

- ・16世紀中頃、江戸氏の「役所」を避けて、山崎を通そうとした宍戸行きの塩荷を江戸氏方が押された所、宍戸氏家臣の中田清衛門がそれを阻止しようと 50名ほどの人数を率いて押し寄せる事件が発生。【史料6】

→本史料は、小幡城在番を差配した平戸氏（後述）が出したものであり、小幡城の東側には山崎の地名が存在。

→小幡城周辺に置かれた「役所」を回避しようとして発生したトラブル。

⇒江戸氏の拠点城館には、交通・流通管理のための「役所」が存在。

## 【1章のまとめ】

- ・戦国領主江戸氏は、交通の要衝となる地に本拠城（水戸城）を置き、主要交通路（鎌倉街道下道）を城内に含み込む形でそこを整備した。
- ・江戸氏が拠点城館として維持した城も、交通の要衝に置かれることが多く、街道を城域に含み込む形をとっていた。※城内には交通・流通管理の「役所」を設けた。

## 2. 江戸氏の支城管理体制

### (1) 小幡城に見る江戸氏の支城管理体制

#### ○小幡城在番

- ・「石川氏文書」に江戸氏家臣平戸氏の小幡城在番関係史料が8点含まれる。

※史料年代には幅があり、特定の時期の在番関係史料がまとまって残ったものではない。

- ・最古のものは「江戸忠通書状写」【史料1】

「當番被相調、以日記承候」

→平戸氏が在番衆の管理を行い、日記という形で江戸氏当主に報告。

「小幡口之人衆足輕少々參候候、今日も申付候、定而可參候」

→小幡口の在番衆が水戸に集まり、江戸忠通の指示で派遣されている。

「片野・柿岡之様躰心得申候」

→平戸氏は在番衆の着到の報告とともに、小幡城周辺の情勢を報告している。

⇒江戸氏家臣平戸氏は、小幡城に入り、そこに派遣されてくる在番衆の管理を担うとともに、その実施状況や周辺地区の情勢を江戸氏に報告していた。

#### ○江戸氏による在番管理

- ・在番衆の動員と江戸氏【史料2】

「未進之者則申付候、定而可參候」

→「未進之者」（在番の軍役に応じない者）への対応は江戸氏側で行っていた。

→江戸氏が在番衆の集約・派遣を担い、平戸氏が小幡城でそれを管理し、「日記」で江戸氏に報告していた（江戸氏とその家臣との共同による在番管理）。

- ・在番管理者の位置付け

「為當番其地江御越簡要候」【史料5】

→拠点城館を管理する平戸氏も「當番」として小幡城に派遣されていた。

→江戸氏の中核的な家臣を交代で拠点城館に詰めさせて在番管理を担わせ、在番衆は江戸氏の

指示で派遣される体制。

## (2) 江戸氏による在番衆の運用

### ○江戸氏の拠点城館管理体制

- ・天正 17 年 (1589) の「江戸重通書状写」【史料 7】

天正 16 年 12 月に江戸氏一族の神生氏による対佐竹氏・江戸氏の反乱が発生し、それが江戸氏と額田氏との抗争につながる。

神生氏には鯉渕城の鯉渕氏が与同し、江戸領西側の河和田城周辺も不安定化。

「其口之人数、足軽・鉄放・歩弓・歩鎧、人別足軽・鍔取・鎌持・まさ切、それ／＼ニ一両人つゝ被定奉行、無油断催促可然候」

→ 「其口」(小幡城) には在番衆として足軽、鉄砲隊、歩兵、鍔・鎌・まさ切所持の武装した百姓のような人々が詰めており、それぞれの隊ごとに奉行をつけることで派遣する軍勢として運用ができた。

「其口々人数、鉄放、自今晚之二番河和田へ可被相越候、初番ニ天神林京兆催促申候上野・長岡・大戸口々人数、只今有催促、可被相越候」

→ 「其口々」(小幡城とその周辺の別の拠点城館) の軍勢を河和田城に派遣することを命ずるとともに、江戸氏家臣天神林京兆が動員した軍勢と交代で河和田城の番をすることになった。

→ 拠点城館に詰める番衆を管理する江戸氏家臣が複数名おり、それぞれが番衆を管理していた。  
また、必要に応じて番衆を別の拠点城館に派遣して運用することも行われていた。

## 【2章のまとめ】

- ・江戸領では、拠点城館に番衆を派遣し、そこに番衆管理の役割を担う平戸氏のような中核家臣を置き、恒常に城館を維持していた。
- ・江戸氏領内の拠点城館の番衆は、衆ごとの編成が行われており、奉行をつけることで、他地域や他の拠点城館への運用が可能な状態であった。

## 3. おわりに

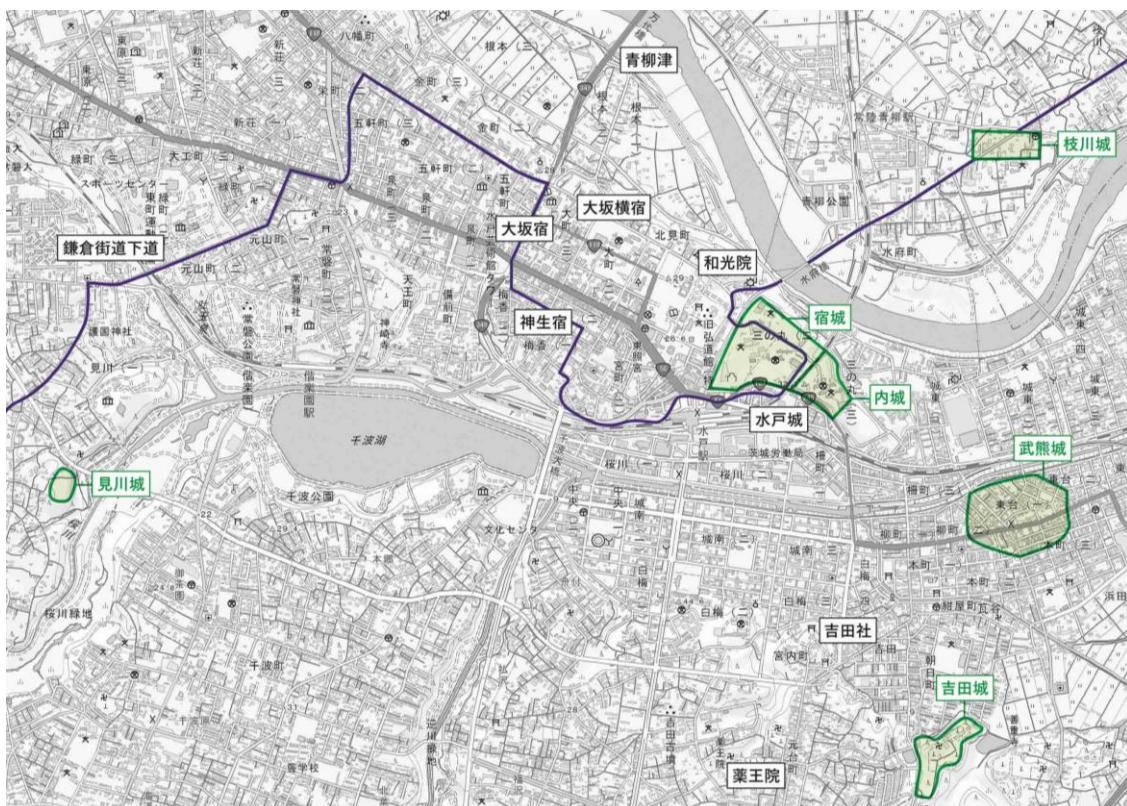
### ○戦国領主江戸氏の拠点城館

- ・江戸領内の拠点城館は、主要交通路沿いに設けられることが多く、交通路を城域に含み込んでいた。  
→ 拠点城館は軍事的な役割を担うのみならず、領内の交通・流通管理の場として機能していた。
- ・拠点城館には、江戸氏が動員した在番衆（村々に拠点を置く武士や武装した百姓）が詰めており、平戸氏など特定の江戸氏家臣が在番衆の差配を行っていた。  
→ 江戸氏の拠点城館は、在番衆を入れて恒常に維持される場であり、戦時にはそのまま部隊として運用することができた

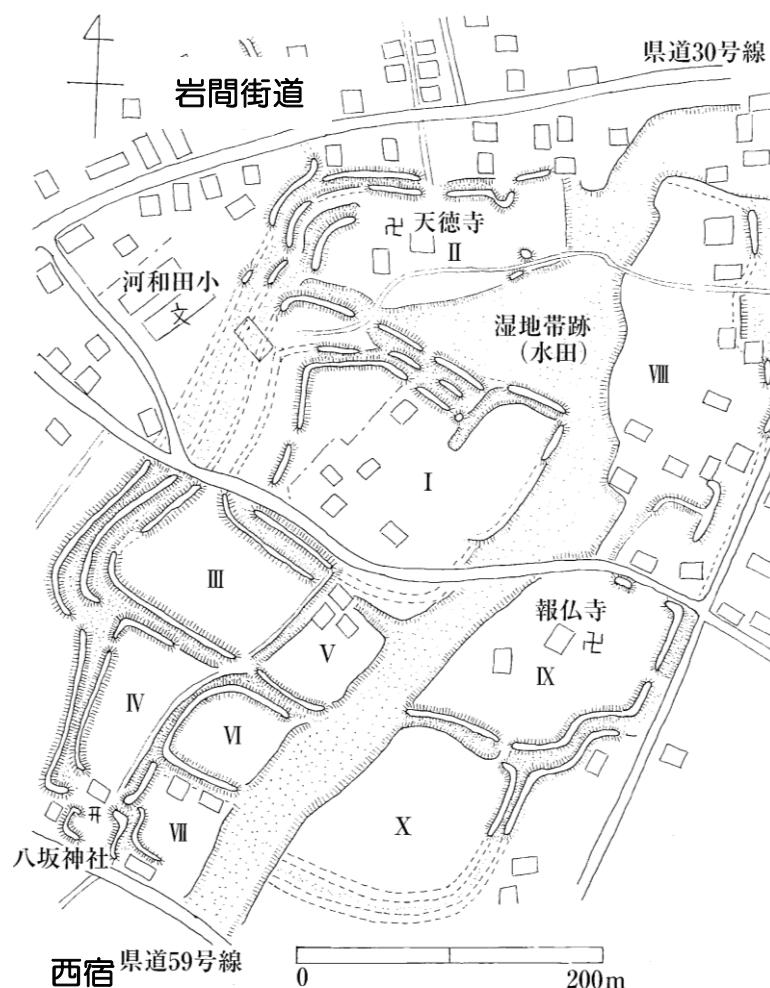
## 主要参考文献

- ・泉田邦彦「戦国期常陸江戸氏の領域支配とその構造」(『常総中世史研究』第 7 号、2019 年)
- ・茨城県教育委員会『茨城県の中世城館—茨城県中世城館跡総合調査報告書—』(2023 年)
- ・茨城城郭研究会『図説茨城の城郭』(国書刊行会、2006 年)
- ・茨城城郭研究会『続図説茨城の城郭』(国書刊行会、2017 年)

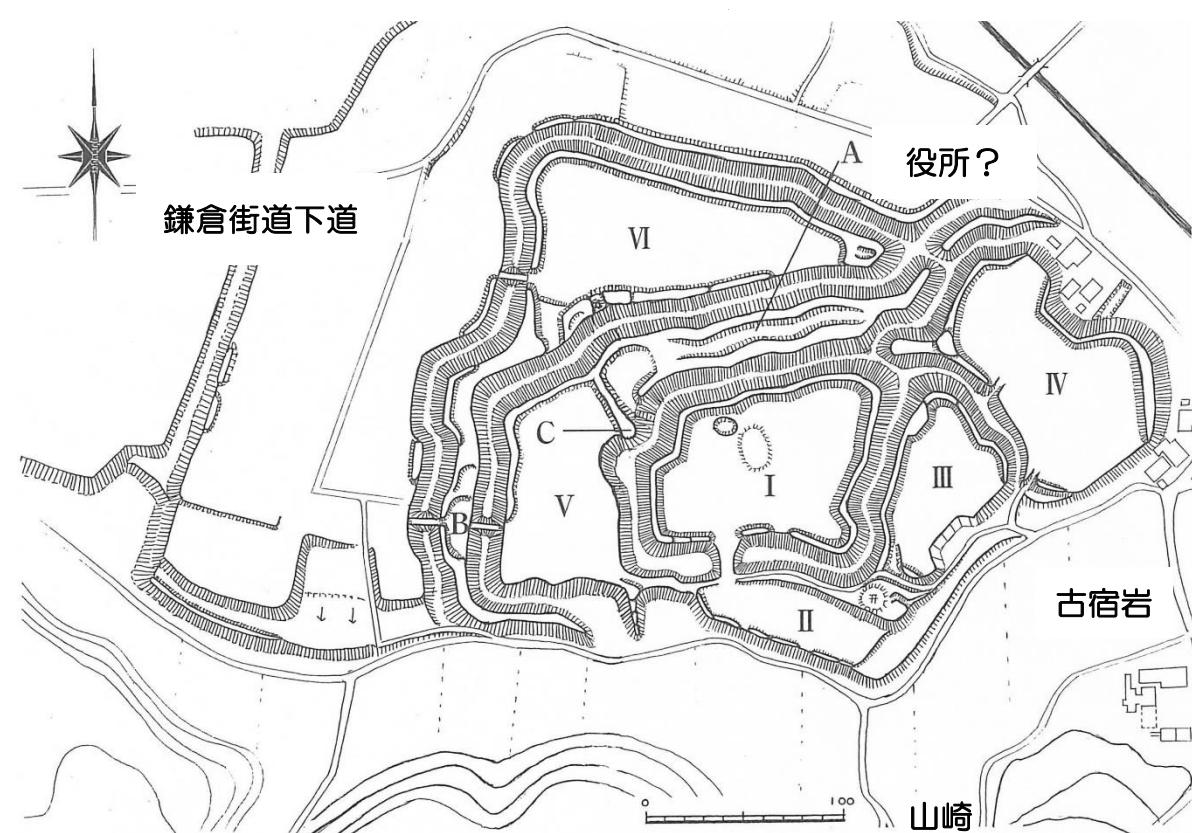
- ・江田郁夫「戦国大名宇都宮氏の支城管理体制」（株式会社地域文化財研究所『河和田城跡（第 26・28 地点） 共同住宅建築工事に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書』水戸市教育委員会、2016 年）
- ・久保健一郎「支城制と領国支配体制」（『中近世移行期の公儀と武家権力』同成社、2017 年（初出 2004 年））
- ・茨城県教育財団『小幡城跡 前新堀遺跡 前新堀B 遺跡 諏訪山塚群 藤山塚 東関東自動車道水戸線(茨城南 IC～茨城 JCT)建設事業地内埋蔵文化財調査報告書III』（2009 年）
- ・齋藤慎一「後北条領国の境目と「番」」（『中世東国の領域と城館』吉川弘文館、2002 年）
- ・佐脇敬一郎「後北条氏における城郭運用体制の発達」（『国史学』第 168 号、1999 年）
- ・関口慶久「中世の水戸城と城下町」（『常総中世史研究』第 7 号、2019 年）
- ・馬部隆弘「城郭支配構造からみた戦国期毛利氏の権力構造」（村井良介編『論集戦国大名と国衆 17 安芸毛利氏』岩田書院、2015 年、初出 2002 年）
- ・馬部隆弘「大名領国における公的城郭の形成と展開—「城督」を手がかりに—」（齋藤慎一編『城館と中世史料—機能論の探求—』高志書院、2015 年）
- ・藤井達也「中世都市・水戸の成立—那珂川水系との関わりから—」（地方史研究協議会編『海洋・内海・河川の地域史—茨城の史的空間—』雄山閣、2022 年）
- ・藤木久志「第八章 江戸氏の水戸地方支配」「第十一章 佐竹氏の領国統一」（水戸市史編さん委員会編『水戸市史』上巻、1963 年）
- ・水戸市教育委員会編『水戸城跡発掘調査報告 1 二の丸曲輪彰考館の調査（1）上巻・下巻』（水戸市教育委員会、2014 年）
- ・水戸市立博物館編『特別展 江戸氏 一知られざる水戸の戦国時代—』（2024 年）
- ・村井良介「戦国期の地域秩序と城館」（『ヒストリア』296 号、2023 年）



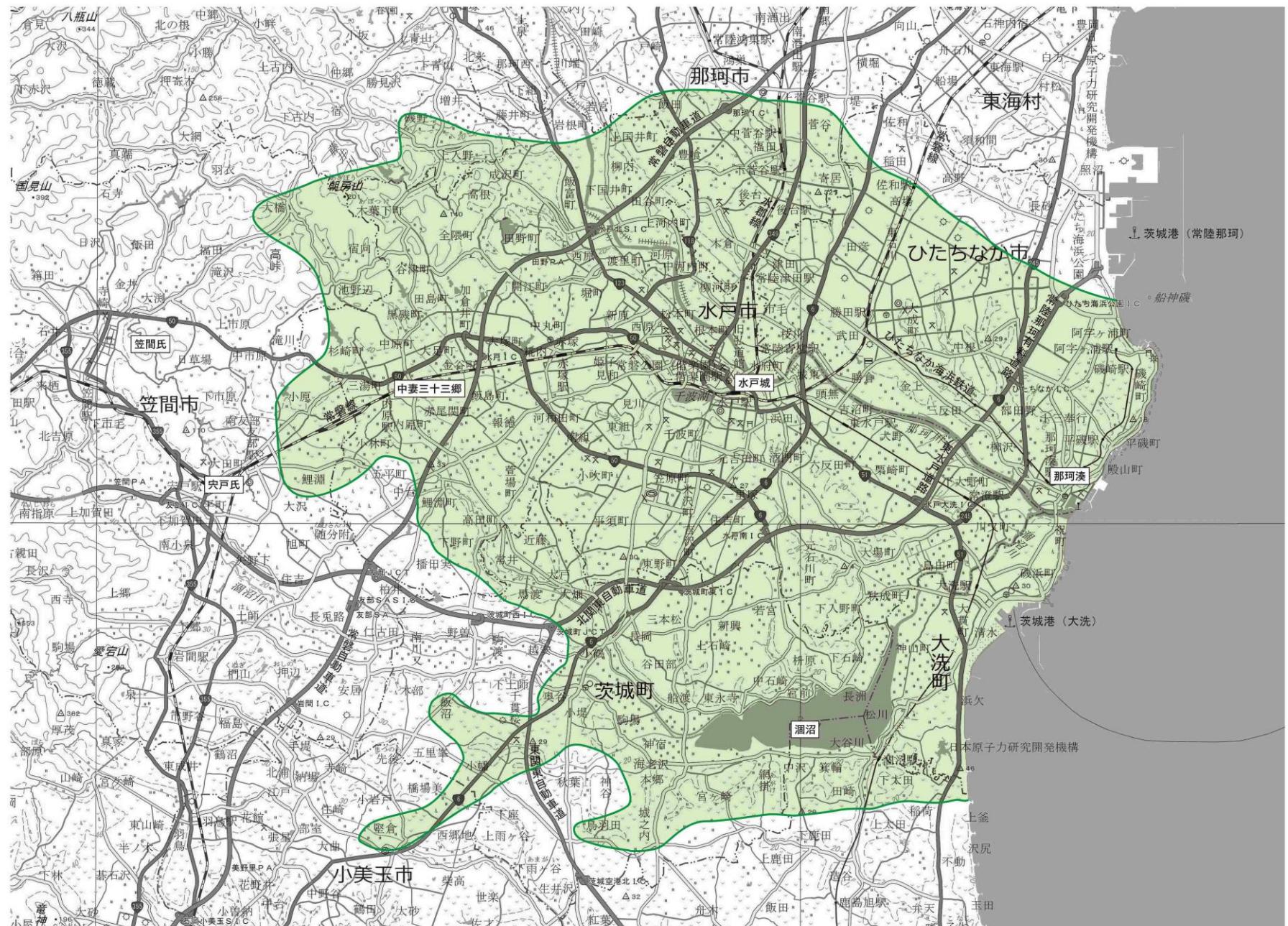
水戸城跡周辺図



河和田城縄張り図  
(作成：青木義一氏)  
※一部報告者加筆



小幡城縄張り図 (作成：余湖浩一氏) ※一部報告者加筆



江戸領の範囲  
国土地理院1/200000地図をもとに作成した  
江戸領の範囲は、おおよその目安となる部分を囲んだ

## 茨城城郭サミット

### 「戦国期江戸氏の拠点城館とその役割

#### —水戸城・小幡城を事例に—

##### 史料編

六月十六日

忠通（江戸花押影）

平戸神五郎殿

【史料三】江戸忠通書状写「石川氏文書」

七月十八日

【史料一】江戸忠通書状写「石川氏文書」（江戸茨城県史料）中世編Ⅱ、  
茨城県史編さん中世史部会、一九七四、以下出典は同じ）  
(享禄四年(一五三二)頃)十月七日

昨日十七札今朝辰刻到着、仍而水谷伊勢守方、一昨十六松田之地江  
被打越、其地江動之支度必定之由、其聞候歟、注進令得其意候、人  
衆・足輕申付候間、早々可指越候、又未進者于今不罷入候哉、案外二  
候、是又猶以申付候、西口之節重而注進尤候、万吉重々、恐々謹言、

但馬守

當番被相調、以日記承候、令得其意候、小幡口之人衆・足輕少々参候

初秋十八日

忠通（江戸花押影）

候、今日も申付候、定而可参候、又片野・柿岡之様躰心得申候、見来

平戸甚五郎殿

義候者、注進可然候、恐々謹言、

但馬守

拾月七日

忠通（江戸花押影）

平戸左馬助殿

御報

【史料四】江戸忠通書状写「石川氏文書」

一月十九日

忠通（江戸花押影）

當番被相調、以日記承候、令得其意候、未進之者則申付候、定而各可  
参候、其口無何事候哉、用心以下不可有油断候、万吉猶重々可承候、

恐々謹言、

【史料二】江戸忠通書状写「石川氏文書」

六月十六日

忠通（江戸花押影）

正月十九日

平戸甚五郎殿

高須刑部少輔殿

當番被相調、以日記承候条、令得其意候、未進之者則申付候、定而可  
参候、用心以下少も不可有油断事專一候、恐々謹言、

但馬守

【史料五】江戸忠通書状写「石川氏文書」

(弘治二年(一五五六)カ) 三月二十九日

(天正十七年(一五八九)) 四月十八日

為當番其地江御越簡要候、然者未進之者被相調、谷田部・篠原所江被相届候、無油断申付候、定而各可參候、彦四郎・又七郎可差越分候処、無據用所候而、彦四郎者令延引候、又七郎可罷越、小田動無見來義無之候哉、令得其意候、餘者急度之間令略候、恐々謹言、

但馬守

三月廿九日 忠通(江戸) (花押影)

平戸安芸守殿

御報

四月十八日 重通(江戸) (花押影)

平戸彈正忠殿

嶋田中務少輔殿

【史料六】江戸忠通書状写「石川氏文書」

三月二日

如來翰之、其口無何事靜之由簡要候、仍而當地之役所をぬすミ、山崎

を透候塩荷相押候処、完戸之家風中田清衛門と申者為始、五十人斗罷出相留候哉、案外之至候、如承急度山尾江相届一途可取刷候、委細重而可申届候間、不能具候、恐々謹言

但馬守

忠通(江戸) (花押影)

三月二日  
平戸安芸守殿

御報

【史料八】江戸重通書状写「石川氏文書」

八月二十二日

一兩日以前も如申届、先番之衆被相返、當番者從今日廿日可被相勤候、一人も於被返者、其方可為越度候、只今肝要之時分二候間、少も有油断者、可為案外候、此条番相手之衆へも可被相触候、恐々謹言、

八月廿二日 重通(江戸) (花押影)

平戸彈正忠殿

【史料七】江戸重通書状写「石川氏文書」

急度申届候、仍額田へ五三日中可及調儀候、再三如申届、其口之人數、足輕・鉄放・歩弓・歩鎧、人別足輕・鍬取・鎌持・まさ切、それく二一両人づゝ被定奉行、無油断催促可然候、將亦中妻境目菟角之躰ニ候間、其口々人數・鉄放、自今晚之二番河和田へ可被相越候、初番三天神林京兆催促申候上野・長岡・大戸口々人數、只今有催促、可被相越候、恐々謹言、

急度申届候、仍額田へ五三日中可及調儀候、再三如申届、其口之人數、足輕・鉄放・歩弓・歩鎧、人別足輕・鍬取・鎌持・まさ切、それく二一両人づゝ被定奉行、無油断催促可然候、將亦中妻境目菟角之躰ニ候間、其口々人數・鉄放、自今晚之二番河和田へ可被相越候、初番三天神林京兆催促申候上野・長岡・大戸口々人數、只今有催促、可被相越候、恐々謹言、